



# しあわせ便り

第13号

しあわせ創研が「長島町の皆様だけ」に、しあわせをお届けします。

発行者：しあわせ創研(社会保険労務士事務所)  
社会保険労務士 門元 隆臣  
携帯電話：090-5249-4848

鹿児島県出水郡長島町蔵之元230番地 〒899-1301

Fax/Tel: 0996-88-5326

Mail: info@shiwase-ci.com

WebPage URL: http://shiwase-ci.com/

スマホ登録  
QRコード



～ご相談はご連絡いただければ当方が伺います～

しあわせ便りは一人の社会保険労務士、門元隆臣の個人的見解を発信しているものであり、他の社労士諸氏にはまた別の考え方もある旨ご承知おきください。

## ◆気になるあれこれ「労災保険」

事業主には労働者の業務上の安全を確保する義務があり、労働者の損害に対する補償責任があります。その補償責任を補うのが労災保険です。業務上の怪我や病気、通勤時の事故などに遭った場合、事業主に代わってその補償をしてくれます。労働者を使用していると、必ず加入しなければならない(注1)労働保険の一部ですが、その特徴は以下です。

- ①業務災害・通勤災害の医療費は100%補償、限度額無し。  
\*健康保険では30%自己負担があり、民間の損害保険などは保険金の上限がある。
- ②療養中の所得補償約8割給付、治癒まで期間の制限なし  
\*健康保険は約3分の2、1年6か月を限度として給付、民間の損害保険の多くは定額給付
- ③再発、再手術などの再加療等も治療費、所得補償の対象になる。
- ④労働者(注2)であれば、たとえ数時間だけのアルバイトでも補償の対象になる。
- ⑤労災が原因で死亡した場合、遺族に年金が支給される。遺族が無くなるまで転給で支給される。
- ⑥加入は事業所単位、保険料は事業主全額負担、保険料率は事業の種類によって区分される。
- ⑦保険料は年度単位の1～3回払い。年度更新を行い、確定・概算申告のうえ先払い。

(注1) 常時5人未満の労働者を使用する個人事業の農水産業、常時労働者を使用しない個人事業の林業は任意加入事業所となり、加入は強制ではありません。

(注2) 労働者の定義：職業の種類を問わず、事業または事務所に使用され、賃金を支払われる者  
\*賃金を支払う約束があれば労働者となるが、ボランティアなどの無償労働は含まれない。

労災保険は、正しくは「労働者災害補償保険」で、補償の対象は労働者のみです。法人の取締役等や個人事業の事業主、その家族従事者は対象となりません。これらの方達は、別途「労災保険の特別加入制度」に加入することで、労働者と同様の補償を受けることができます。

このような手厚い補償は、国の制度だからこそ可能で、民間の損害保険ではまず不可能と思えます。任意加入事業所も、万一の事故に備えて加入を考えてはいかがでしょうか？

また、家族経営の農林水産業者は「労災保険の特別加入」をすることで、万一の場合医療費負担が大幅に軽減されますので、一考をお勧めします。

## What's? 社労士 社労士の具体的な業務7「算定基礎届・年度更新」

社会保険は毎月末、労働保険は年1～3回、規定の方法で算定した保険料を納付します。その保険料を算定し、納付額を確定する手続きが、毎年7月に行われる「社会保険算定基礎届・労働保険年度更新」です。

事業主に代わり、頻繁に変更される料率等を反映させた保険料を適正に算定します。

## 6月の総務課ダイアリー

- ・6月10日…源泉税・市町村民税納付期限
- ・4、5、6月支給の賃金集計(社会保険算定基礎届提出に必要)

4コマまんが

行け、しあわせさん!!

Vol.18 不易流行なのかな?



\*でも、カラオケの定番は相変わらず「昭和」の曲です。  
♪「ほめてくれよ〜、BlueEyes ほそめて〜♪」  
\*「青い瞳のステラ、1962年夏」  
By 柳ジョージ&レイニーウッド/1980年

